

京 都 大 学 に お け る コ ン プ ラ イ ア ン ス に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)            第1条 この規程は、京都大学(以下「本学」という。)におけるコンプライアンスに関し<u>基本となる事項</u>を定め、もって公平公正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。            (中 略)            (コンプライアンス事案の防止)            第6条 (略)</p> <p>第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>が別に定める。</p>	<p>(目的)            第1条 この規程は、京都大学(以下「本学」という。)におけるコンプライアンスに関し<u>必要な事項</u>を定め、もって公平公正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。</p> <p>(コンプライアンス事案の防止)            第6条 (同 左)            (コンプライアンス推進本部)            第7条 本学に、<u>コンプライアンス推進本部</u>(以下「本部」という。)を置く。            2 <u>本部は、全学的なコンプライアンスの推進、充実及び強化並びにコンプライアンス事案の防止及びコンプライアンス事案が発生した場合の対応について、総括的な審議を行う。</u>            3 <u>本部は、理事、副学長及び本部長(次項に定めるものをいう。)が必要と認める者をもって組織する。</u>            4 <u>本部に、本部長及び副本部長を置き、本部長は法務・コンプライアンス担当の副学長(次条において「担当副学長」という。)をもって充て、副本部長は本部長が指名する者をもって充てる。</u>            5 <u>本部長は、本部の業務を掌理し、副本部長は、本部長を補佐する。</u>            6 <u>本部長は、コンプライアンス事案が発生した場合において必要と認めるときは、理事、副学長又は部局の長に対し、その事実関係について調査を行わせることができる。</u>            7 <u>理事、副学長又は部局の長は、前項の調査を行ったときは、速やかに本部長に当該調査の結果を報告するものとする。</u>            8 <u>本部に関する事務は、総務部法務・コンプライアンス課において行う。</u>            9 <u>前各項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。</u>            第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が別に定める。            附 則            この規程は、平成27年7月1日から施行する。</p>